

武蔵野市立公園条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵野市立公園条例施行規則（昭和58年5月武蔵野市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前				
別表（第3条関係）				
市立公園の名称、位置、区域及び供用開始日				
＜都市公園＞（略）				
＜都市公園以外の公園＞				
番号	名称	位置	供用開始日	面積 (平方メートル)
1から31まで（略）				
32	もくれん公園	御殿山2丁目 16番	昭和62年4 月1日	<u>100.00</u>
33から64まで（略）				

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市立公園条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。